

大分県報

平成二十八年
号外（七）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

大分県労働委員会事務局組織規則の一部改正……………一

企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部改正……………一

〇規則

大分県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十四号

大分県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大分県労働委員会事務局組織規則（昭和三十一年大分県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「課」の下に「班」を加え、同条中「調整審査課」の下に「を置き、課の事務を分掌させるため、調整審査班」を加える。

第四条第一項中「及び課長補佐」を削り、同条第二項中「調整審査課に参事」を「調整審査班に参事（総括）、課長補佐（総括）、課長補佐、主幹（総括）」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 参事（総括）、課長補佐（総括）及び主幹（総括）は、上司の命を受け、特定の事務並びに課及び班の事務を処理し、班の所掌事務を総括・調整する。

第四条第八項及び第九項中「課」を「班」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

〇企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

大分県企業局長 日 高 雅 近

大分県企業局管理規程第八号

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程

大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の工務課の項中「工業用水ネットワーク推進班」の下に「発電所リニユール推進班」を加える。

第四条の表の工務課の項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 発電所のリニユールに関すること。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

平成二十八年四月一日

大分県報号外（規則・企業局管理規程）